

お 知 ら せ

令和7年4月1日から 入院時食事代の負担額が変わります

令和7年4月1日から、入院時における食事代の負担額が下記のように変更します。

【入院時1食あたりの負担額】

区分			令和7年 3月31日まで	令和7年 4月1日から
①	一般の方		490円	→ <u>510円</u>
②	指定難病患者または 小児慢性特定疾病児童等 (下記に該当しないもの)		280円	→ <u>300円</u>
③	住民税非課税の 世帯に属する方 (④を除く)	90日までの入院	230円	→ <u>240円</u>
		長期入院該当 (過去12ヶ月で90 日を超える入院)	180円	→ <u>190円</u>
④	③のうち、所得が一定基準に 満たない方など		110円 (変更なし)	

※③、④に該当する方は、市町村が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入院時窓口に提出してください。